

# 備えて 安心

道新  
みんなの終活フェア



「遺言書作成の利点、相続でもめないために」  
アンビシャス総合法律事務所(札幌市中央区) 弁護士 日西健仁さん(36)

遺言書があると、自分が生涯にわたって築き上げた財産を自分の希望に沿って受け継がせることができます。ただ、遺言書の意義はそれだけではありません。

## 遺言書トラブルの発生防ぐ

遺言書があつて、残された家族から「よかつた」「助かつた」という言葉をよく聞きます。遺言書がなくても相続人は遺産を相続するのですが、親族間でも遺産の帰属や評価を巡って争いになることは多々あります。その場合、相続人全員からなる遺産分割協議を開かなければなりません。協議を行つても解決できなければ、調停などの裁判上の手続きに移り、数年を要する例も少なくありません。遺言書があれば、トラブルの発生を未然に防ぐことができます。預金の払い戻しや不動産の名義移転などの手続きで無用な手間を省くといった利点があります。人生を振り返り、財産をもなく承継させることができ、遺言書の活用をぜひご検討ください。

遺言でよく利用されているのが、自ら手書きする自筆証書遺言と公証人に作つてもらつた公正証書遺言の二つです。自筆証書遺言は、法的に不備な内容となつて無効とされるリスクがあるので、その心配がない公正証書遺言がおすすです。正確に誤りなく文章を書き残すことは意外と難しいものです。法律家の助言も得て、安心できる遺言書をぜひ残してください。